

新潟市教育委員会 平成29年4月 定例会会議録				
日 時	平成29年4月21日(金) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄	出席委員	田 中 賢 一	
	齋 藤 洋一郎		渡 邊 節 子	
	沢 野 千英子		山 倉 茂 美	
	伊 藤 裕美子	欠席委員		
	上 田 晋 三			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (21名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 居 和 夫	学 校 支 援 課 長	大 井 隆
	教 育 次 長	古 俣 泰 規	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	今 井 利 司
	教 育 総 務 課 長	山 本 正 雄	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	学 務 課 長	川 崎 健	中 央 図 書 館 長	三 保 恵 美 子
	施 設 課 長	小 関 洋	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	大 井 夫 美 子
	保 健 給 食 課 長	坂 井 玲 子	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	松 田 玲 子
	地 域 教 育 推 進 課 長	緒 方 猛	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	竹 田 由 里 子
	学 校 人 事 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 育 職 員 課 長	浅 間 孝 之	教 育 総 務 課 主 査	岡 敬 介
	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 治 彦	教 育 総 務 課 主 査	山 口 学
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時30分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (7件)	議案番号	件 名
	議案第1号	「市立幼稚園の今後の方向性～果たすべき役割と再編の方針～」の策定について
	議案第2号	平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択(道徳以外)に関する基本方針について 平成30年度使用新潟市立小学校用道徳教科用図書採択に関する基本方針について 平成30年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について 平成30年度使用新潟市立特別支援学校用教科用図書採択(道徳以外)に関する基本方針について
	議案第3号	平成30年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第4号	平成30年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第5号	平成30年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第6号	第32期新潟市社会教育委員の委嘱について
	議案第7号	新潟市教職員の勤務時間, 休暇等に関する条例施行規則に係る教育長代理
報告 (0件)		

## 第1 開会宣言

### ○教育長

午後3時30分開会を宣言する。

これより4月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

## 第2 会議録署名委員の指名

### ○教育長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に齋藤委員及び沢野委員を指名します。

付議事件に入ります前に、4月1日付けで教育委員となられました渡邊委員、山倉委員より一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。

### ○渡邊委員

ごめんください。4月1日付けで教育委員に任命されました渡邊節子でございます。私は臨床心理士として、これまで県、市、私立の学校、小・中・高校、大学でスクールカウンセラーとして児童・生徒・学生の支援をしてまいりました。教育委員就任は新潟市教育ビジョンの目指す方向に基づき、子どもたちを取り巻く今日的な環境が一つでも多く解消できるように努めてまいりたいと思います。

また、地域の実情に沿って、十分把握できないところも多いかと思えます。そちらの実情の把握に努め、新潟市の教育力が向上するように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

### ○山倉委員

こんにちは。私は江南区の大江山地区で青少年育成協議会の会長を10年間務めさせていただきました。まだ続けております。そのほか、大江山地区コミュニティ協議会、江南区自治協議会、学習支援ボランティアなどで地域の大人として子どもたちを見守ってまいりました。これからは、教育委員という立場で、また子どもたちのことを一生懸命考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 第3 付議事件

### ○教育長

議案第1号「市立幼稚園の今後の方向性～果たすべき役割と再編の方針～」の策定について、教育総務課から説明をお願いします。

### ○教育総務課長

「市立幼稚園の今後の方向性～果たすべき役割と再編の方針～」の策定につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧くださいと思います。

3月の定例会におきまして、市立幼稚園の今後の方向性に関するパブリックコメントの中間報告をさせていただきましたけれども、3月21日に30日間のパブリックコメントを終えまして回答がまとまりましたので、ご説明をさせていただきます。

1枚目をご覧ください。意見の提出数でございますけれども、1番の実施概要に書かれております(2)でございますとおり、提出者数は54人、意見の全体件数は90件となりました。提出方法は、窓口が44件、FAXが4人、

メールが6人という内訳でございます。これら、いただいたご意見を市立幼稚園再編の方針(案)に反映いたしまして、成案としたものを公表していきたい。つまり、いただいたご意見に対する市の考え方の公表を4月28日に行いたいということでございます。

広報手段と結果公表場所につきましては、資料に記載のとおりでございますけれども、パブリックコメントを実施した際と同様の場所にしたいと思っております。

次に、寄せられたご意見と新潟市教育委員会の考え方についてご説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。90件の意見のうち、再編の方針(案)については36件、その他の意見といたしましては8件、市立幼稚園各園についての意見・要望につきましては46件ございました。

以下、1ページから9ページに詳細がございますけれども、網掛けがされている部分につきましては、前回3月定例会で3月14日時点といたしまして中間報告をさせていただいたものでございます。3月15日以降にいただいたご意見の中で修正を考えておりますのは、2ページ目の真ん中の上から3つ目の中之口幼稚園の現状につきましては、ご指摘のような誤解を避けるために修正をさせていただきたいということでございます。また、その下の「類似施設」という表現のご指摘につきましては、「他の幼児教育施設」という表現に修正をさせていただきたいということです。

続いて、3ページ中段のP15の部分で、「これからの市立幼稚園の役割と再編の必要性」の部分の中の「新たな課題」という表現のご指摘につきましては、ご指摘のとおりということで「変化もあり、重点的な課題」という形で修正をさせていただきたいということでございます。1ページ、2ページに戻っていただいて、前回3月にご説明いたしましたとおり、1ページ目の検討課題と、検討課題がどこに記載されているのかを入れるといった指摘については、分かりやすい表現に直させていただきますし、2ページ目でも先回ご説明した、いわゆる幼稚園・保育園・認定こども園の違いを一覧表で分かりやすくするというご指摘のあった部分につきましても、資料編という形で最終的に付け足していく中で分かりやすくしたいと考えております。

その他のご意見につきましては、文章表現そのものについてですとか、公費負担について、それから教育内容につきましては、認定こども園化への要望等がございました。これらにつきましては、基本的に修正なしといたしまして、原案どおりとさせていただきたいと考えております。

次に、その他の8件なのですが、7ページから9ページに記載されております。ご意見の内容といたしましては、市立幼稚園以外の幼児教育施設のあり方を検討してほしいですとか、個々の園の検討にかかわる内容ですとか、また再編方針に賛同する等のご意見をいただきまして、こちらにつきましては、本市としての考え方を記載させていただいて、回答に代

えさせていただきますと考えております。

最後に、9ページの真ん中でございますが、各園についての意見・要望についてが一番件数としては多かったわけでございます。こちらには具体的な記載はしておりませんが、大きく三つございまして、一つが各園の幼児教育についてのご意見が8件、二つ目は各園の存続に対する要望が25件、三つ目が各園の環境整備、例えば駐車場をつくってほしいとか、預かり保育をしてほしいとか、施設の環境整備に対する要望が13件ございまして、これら46件につきましては、各園の意見・要望でございますので、今回のパブリックコメントとは直接関係がございませんので、参考意見としてしっかり受け止めさせていただきますということでございます。

回答についてのご説明は以上になります。これらの市民の皆様からのご意見を、最終的な再編の方針(案)ということで反映させていただきます、修正したものを成案という形で皆様から本日承認いただいて、最終的に成案とさせていただきますと考えております。最終的に成案といたしまして、4月28日に公表を予定したいということです。

その後のスケジュールでございますけれども、今回の再編の方針の成案を平成29年度中に具体的に地域の皆様方、それから保護者の皆様方に丁寧に説明をしまして、その後、実施計画ということで具体化していきたいと考えております。

- 教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見はございますか。
- 齋藤委員 9ページの課長から説明のあった各園の存続に対する要望が25件あったと。これは内訳を聞きたいという意味ではなくて、例えば一つの園に関して集中的にきたとか、そういうことはないのですか。
- 教育総務課長 そのとおりでございますが、具体的には2園なのですけれども、ただ1園がほとんど集中的に、25件のうちの半数以上の園が1園あったということです。
- 齋藤委員 集中的に来た理由があるのかどうかはともかくとして、参考意見としてということで済ませていいのですか。
- 教育総務課長 やはり地域の方々、保護者の方々からの、そこはきちんと直してほしいという要望はきちんと受け止めながら、我々が地域の中に入っていくときにはよく説明をしていく必要はあるだろうと考えております。
- 齋藤委員 そういう意味で、十分配慮していただければと思います。
- 沢野委員 齋藤委員と同じなのですけれども、本当に細かく配慮していただければ、地域の方、保護者の方に丁寧に聞き取っていただいて、よろしく願いたいと思います。
- 伊藤委員 市民の人は、これを見ることはなく、「有」になったものが変更になるとかで、これは私たちだけで。市民の人には、意見に対しての返答がこういう形で示されるということです。
- 教育総務課長 まず、意見のあったものについては、お答えする内容はすべて公表させ

ていただきますので、変更したものは、こういうふうに変更しましたということですし、変更していないものについては、我々はこういう形で市の考え方としては、こういう考え方ですということで変更はしなかったということも含めて、全部公表させていただきます。

○伊藤委員

今、齋藤委員がおっしゃった最後の2園の方たちへの、こういう表現でのお返事ということで「参考意見を賜りました」という形で、意見を出した人はこれで答えだということですよ。

○教育総務課長

そうです。

○伊藤委員

分かりました。

○教育長

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号については承認するというところでよろしいでしょうか。そのように決定します。

次に、議案第2号平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択(道徳以外)に関する基本方針について、平成30年度使用新潟市立小学校用道徳教科用図書採択に関する基本方針について、平成30年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について、平成30年度使用新潟市立特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針についてから、議案第5号平成30年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針については、関連がございますので、一括して審議いたします。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

学校支援課から平成30年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について、議案第2号から第5号まで一括してご説明いたします。

はじめに、平成30年度使用教科用図書の採択についてご説明いたします。義務教育小学校の教育用図書の無償配布措置に関する法律施行令第14条により、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書を除き、4年間同一の教科用図書を使用することとなっております。小学校は平成26年に採択を行いましたので今年度で3年目で、中学校は平成27年に採択を行いましたので今年度で2年目になります。また、平成27年も学校教育法施行規則一部改正により、道徳が教科として位置づけられることになり、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から教科としての道徳が全面実施になります。以上を踏まえて、平成30年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。

資料の付議3ページをご覧ください。まず、道徳科以外の小学校用教科用図書の採択に関する基本方針についてです。先ほどもお話しいたしましたが、平成30年度使用の教科用図書は平成29年度同一の教科用図書を採択いたします。

次に、小学校用道徳科教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目、平成30年度から使用する道徳科教科用図書の採択を行います。2点目、採択に関しては教科用教科書無償措置法関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3点目、学校運営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果と、その意見を参考に採択をいたします。4点目、教科用図書の採択は審議委員会の答申に基づき、教育委員会が決定いたします。小学校用教科用図書については以上です。

続いて、中学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。平成30年度使用の教科用図書は平成29年度と同一の教科用図書を採択いたします。中学校用教科用図書については以上です。

次に、特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目、平成30年度に使用する一般図書の採択を行います。2点目、採択に関しては、教科書無償措置法関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3点目、学校運営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果と、その意見を参考に採択します。4点目、図書の採択は審議委員会の答申に基づき、教育委員会が決定いたします。特別支援学校教科用図書については以上です。

続いて、付議4ページをご覧ください。高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針についてです。平成30年度使用の教科用図書は平成29年度と同一の教科用図書を採択いたします。高志中等教育学校前期課程用教科用図書については以上になります。

次に、付議5ページをご覧ください。高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目、教科用図書の採択は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、教育委員会が行うこととなりますが、採択に当たっては各学校がそれぞれの教育課程に則して教職員の意見や希望が反映されるようにします。2点目、各学校長に、その学校に適する教科用図書を次の4項によって選定させ、その結果を尊重して採択いたします。(1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。(2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。(3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。(4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。高等学校用教科用図書については以上です。

続いて、付議6ページをご覧ください。高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。

以上が、平成30年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

- 教育長 ただいまの学校支援課の説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。  
 それでは、議案第2号から議案第5号について承認することよろしいでしょうか。では、そのように決定します。  
 次に、議案第6号第 32 期新潟市社会教育委員の委嘱について、生涯学習センターから説明をお願いします。
- 生涯学習センター所長 付議事件の7ページをご覧ください。議案第6号第 32 期新潟市社会教育委員の委嘱についてです。学校教育関係者の退職に伴い、新たな委員を委嘱するものです。委員につきましては、付議8ページに記載のとおりです。  
 なお、新たな委員候補者につきましては、小学校長会からの推薦によるものです。任期につきましては、前任者の在任期間である平成 30 年5月1日までとなります。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 教育長 ただいまの説明に、ご意見、ご質問等ございますか。  
 それでは、議案第6号について承認することよろしいでしょうか。では、そのように決定します。  
 議案第7号新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に係る教育長代理について、教育職員課から説明をお願いします。
- 教育職員課 教育職員課から、議案第7号新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に係る教育長代理について、ご説明いたします。  
 付議 11 ページをご覧ください。概要についてです。今回の新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則につきましては、権限委譲後の教員に係る勤務時間の割り振りや休暇の種類や、その日数などを定める新規の規則として平成 29 年3月の教育委員会定例会で制定の議決をいただきましたが、定例会後に規則案文に誤りがあることが判明いたしました。しかしながら、規則の施行期日の4月1日までに再度、教育委員会を開催いたしまして訂正の議決をいただく暇がございませんでしたので、新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長代理により誤りを訂正させていただきました。  
 訂正した内容は、付議 11 ページ中ほどの2「正誤表」に記載のとおりでございます。原因といたしましては、当課の点検ミスで、校正途中の案文が議案資料となっております。大変申し訳ございませんでした。付議 12 ページ以降は訂正後に交付いたしました当該規則の全文を参考に添付させていただきました。このたびの教育長代理による規則の訂正につきまして、ご承認をいただきたくよろしくお願いいたします。
- 教育長 ただいまの説明に、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。  
 それでは、議案第7号について承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定いたします。



- 教育長 次回の日程について説明を求める。
- 教育総務課長 次回の日程につきましては、5月は5月 26 日金曜日午後3時半から、6月は6月 27 日火曜日午後3時半から定例会を予定しております。

#### 第4 閉会

- 教育長 以上で、定例会を終了いたします。
- 以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員